議員提出議案第4号

佐野允彦議員に猛省を求める決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年12月20日

所沢市議会議長 松 本 明 信 様

提出者	所沢市議会議員	青	木	利	幸
賛成者	同	福	原	浩	昭
同	同	秋	田		孝
同	同	小	林	澄	子
同	同	荻	野	泰	男
同	同	末	吉	美帆子	
同	同	赤	JII	洋	<u> </u>

佐野允彦議員に猛省を求める決議

佐野允彦議員は、総務経済常任委員長のときに、職務を預かる立場でありながら、その長として委員会を代表して出席すべき公務を、本人の趣味を優先させて欠席したばかりでなく、SNSにその様子を投稿し、出欠に関して副委員長に相談することもなく、独断で欠席し、市民に対して委員会の信頼を傷つけたことは甚だ遺憾である。

これは、我々所沢市議会議員が遵守しなければならない所沢市議会基本条例 第4条第3号に定める「議会活動を最優先するよう努めること。」に反する。

また、本定例会に上程された議案第119号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」の賛成討論では、国民健康保険は最後のセーフティネットであり、構造的にその被保険者は何らかの理由で働けない方など、低所得者層が多いという特徴がある。その中で、「自身の困窮を増税や逆進性のせいにするのは、まさに甘えの極致」、「貧窮の境遇から救いを求めて差し出された、か弱き弱者の手を優しく握り返してやるとでも思っているのでしょうか。冗談ではありません。反論も抵抗もできない社会的・経済的弱者に対しても、甘やかすことなく、冷徹に、無慈悲に、容赦なく、徹底的に収奪することこそが、効率的な税収確保のための最短距離であり、最善手」である旨の討論を行った。

これは、自身の政治的信条は尊重されるべきであっても、このような激しい言葉で社会的弱者を叩き、貶めるような発言は看過できない。これは、地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」、所沢市議会基本条例第4条第2号「議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。」に著しく反し、議会の信頼を傷つける発言であり、会派を代表して討論を行っている以上、本来ならば、この討論を認めた当該会派の責任も指摘せざるを得ない。

さらに、佐野允彦議員は、定例会の一般質問や委員会において不穏当発言を繰り返し、その都度本会議が止まる事態が頻発している。議長からも再三注意をされているにも関わらず、自らの主義主張を繰り返す行為は、もはや議事妨害に値し、執行部の残業にもつながっていることが懸念される。

以上のことから、佐野允彦議員の、所沢市議会議員として所沢市議会全体の 名誉を傷つける行為に対し、猛省を求めるものである。

以上、決議する。

令和6年12月20日

所沢市議会